

# 学生スポーツ界における理不尽な伝統的慣習の構造

明治大学高峰ゼミ

○香川 恭兵 宮浦 雅之 金岡 美耶子 伊藤 輝

## 1 はじめに

我々は日々生活していく中で、組織内における上下関係を感じる場面を避けることはできない。それは例えば企業内における上司と部下の関係であり、学校における先輩と後輩、指導者と生徒の関係など様々である。しかし、特に上下関係を重んじる日本においては、上の立場に立つ人間が下の立場に立つ人間に対して自らが持つ権力を行使するだけでなく、その権力を乱用した理不尽な命令を下すことや、越権行為ともとられる指示を出すこともしばしば起こりうる。また、上の立場に立つ人間の理不尽な行為に耐えてきた人が、年月を経て組織内で上の立場に立つようになったとき、今度は自分より下の立場に立つ人間に自らが受けてきた理不尽な行為を繰り返すことによって、組織内で慢性的な悪循環が形成されているのも事実である。

そこで我々は本研究において、研究の対象を学生スポーツ界の上下関係に絞り聞き取り調査によって得た結果に基づいて、学生間の上下関係において行われる理不尽な慣習の構造を正確に把握する。そして本来の部活動およびスポーツの本質的な意義を再確認しながら理不尽な伝統的慣習に歯止めをかけるための政策を提言する。

## 2 研究の方法・結果

### (1) 研究の方法

我々は本研究を進めていくにあたり、我々高峰ゼミのゼミ生は2015年6月16日から6月22日までの一週間、大学の体育会に所属している人物に過去に自らが経験した理不尽と思われる伝統的慣習について聞き取り調査を行った。

### (2) 研究の結果

聞き取り調査を行った結果、以下のような回答を得ることができた。

- ・罰走（試合などでミスを犯してしまうと、その罰として課されるランニング）
- ・坊主の強要（試合で良い結果を残せなかった時や、部の規律を乱してしまっ

た際にしばしば連帯責任として行われる)

- ・集合 2 時間前行動 (たとえ炎天下や雨の中でも上級生の集合時間の 2 時間前に集合場所に集まり、列を正し、無言で上級生を待つ)
- ・上級生と会話するときは、常に視線は下から話さなければならない
- ・上級生の許可なく、トイレへ行くことができない
- ・合宿中、0 時就寝 2 時起床、2 時から 5 時まで外で待機
- ・授業と練習の時間が被った場合、授業を休み練習に出なければならない
- ・練習後、深夜まで上級生のマッサージをしなければならない
- ・飲み会の席における、アルコールの強要

### 3.考察および提言

#### (1) 考察

##### ア- 発生のメカニズム

聞き取り調査で挙げられた理不尽な伝統的慣習は、なぜ起こりうるのでしょうか。発生のメカニズムについては、大きく二つに分けられると考える。一つ目に、上級生が、本来持つ範囲を超えた権力を行使することによって、上級生自らの優位性を下級生に認めさせようとする狙いが挙げられる。つまり単純な“上級生-下級生”の関係ではなく、“支配-被支配”の関係を構築することで物事を自分の思い通りに進めようとする狙いがあると考えられる。二つ目に、これは坊主や罰走、正座などに限定した話だが、“失敗をすること”への抑止力としての狙いが挙げられる。つまり、「練習や試合でミスを犯すと坊主や罰走、正座などの罰則が待っている。だからミスをしないように努めよう」といった具合である。

##### イ- 理不尽な伝統に対する客観的な評価

理不尽な行為に対して、客観的な視点からどのような評価をするべきか。判断の材料として、日本国憲法で保障されている基本的人権を用いることができるだろう。日本国憲法第十一条には

「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」

といった記述がある。基本的人権とは侵害されてはならないのだ。しかし、平成 24

年 8 月に実施された内閣府大臣官房政府広報室世論調査によると、今までに自身が人権を侵害されたと思ったことがある人の割合は全体の 16.6%にも及び、「それはどういった場合か」という質問の回答の一つに「強要」というものがある。つまり、社会的地位の乱用等により本来する必要のないことをやらされる時、人々は基本的人権を侵害されていると感じているということがわかる。よって調査によって得られた事例のような、上級生から下級生への強要の数々は根絶すべきなのである。

また、日本におけるスポーツに関する施策の基本事項を定めた法律であるスポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）の基本理念には、次のような記載がある。

「スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものである」

上記の内容を踏まえると、上級生と下級生の主従関係ともいえる上下関係の中で、「公平さと規律を尊ぶ態度や克己心」を培うことは不可能であるどころか、「公平性や規律を“上下関係”という名の下においては軽視してもよい」といった誤った思考を身につけてしまう恐れすらあるだろう。また、アにおいて「罰を与えることは、“失敗をすること”への抑止力としての狙いがある」と触れたが、同様にスポーツ基本法の基本理念において次のような記載がある。

「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。」

上記の内容より、「失敗して罰されたくないから頑張る」といった思考は、自主的・自律的に行うべきであるスポーツの基本理念とはまったくかけ離れたものなのであることがわかる。

## (2) 提言

以上の研究の結果を受け、理不尽な伝統的慣習に歯止めをかけるためのステップとして、まず部活動の主体者である生徒自身が、慣習的に行っている理不尽な行為について深く考えることが重要である。なにも疑問に感じることなく、「伝統的に行われてきたから」という理由だけで罰走や集合 2 時間前行動といったようなことを下級生へ

強要しているのであれば、この悪しき伝統はまた受け継がれていくだろう。そして次に指導者が生徒に対し、そういった悪しき伝統は、部活動やスポーツの本来の意義からいかにかけ離れているかということ指導することが必要だと考える。その際、生徒に深く理解させるためには、部活動やスポーツの本質を理解し、生徒の心に寄り添うことができ、伝えるべきことを正確にわかりやすく伝える能力のある指導者が必要である。

その具体的方法として、管理・運営主体を全国大学体育連合に置いた「スポーツライフコーディネーター制」の導入を提言する。スポーツライフコーディネーターは、指導者から生徒に対する体罰および生徒間の上下関係における理不尽な慣習の根絶をはじめとし、生徒の身体的および精神的健康の管理や部活動と学業の両立などを推進するアドバイザー、カウンセラーとしての役割も担い、最終的には部活動を健全な運営で行っていくことを最大の責務とする。対象は各大学の部活動に顧問あるいは顧問とは別の指導者で、対象者にはライセンスの取得を義務付け、ライセンス保持者が最低1人以上いない部活動においては対外試合禁止等の厳しい措置をとる。ライセンスを取得するにあたり、主に次の3点の専門的な能力が求められる。

- ・本来の部活動のあるべき姿やスポーツの本質などを正確に理解できているか
- ・それを正確にわかりやすく生徒に伝えることができるコミュニケーション能力が備わっているか
- ・理不尽な命令を出す側、受ける側双方の心情を理解し、生徒の気持ちに寄り添うことができるか

この3点を、テストや適性審査、面接などを通じて総合的に判断し、合格基準を満たす者にライセンスの交付を行う。この制度を導入することにより、スポーツや部活動の本質を理解していない生徒たちに対し、スポーツライフコーディネーターがその本質を正確に教えることで、伝統的に受け継がれてきた理不尽な慣習がいかに不要で非合理的であることを生徒自らが主体的に考えるようになり、その慣習がなくなる方向へ進むことで部活動が健全な運営を行っていくことが可能になると考える。

〈参考文献 URL〉

- ・“人権擁護に対する世論調査”，内閣府，  
<http://survey.gov-online.go.jp/h24/h24-jinken/4.html> (2015.10.20 アクセス)
- ・“スポーツ基本法”，文部科学省，  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/kihonhou/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/index.htm) (2015.10.20 アクセス)
- ・“日本国憲法”，法庫，  
<http://www.houko.com/00/01/S21/000.HTM> (2015.10.15 アクセス)